

仙台市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年三月三十日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第八号

仙台市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

仙台市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年仙台市人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

現 行		改正後	
別表第一 等級別基準同程度職務表（第三条関係） イ 行政職給料表等級別基準同程度職務表		別表第一 等級別基準同程度職務表（第三条関係） イ 行政職給料表等級別基準同程度職務表	
職務の級	同程度の職務	職務の級	同程度の職務
[略]	[略]	[略]	[略]
7級	1 担当部長の職務 2 保健所副所長の職務 3 保健福祉センター次長の職務 [新設] [新設] 4 重要な業務を所掌する規模の大きい第1種公所の次長の職務	7級	1 担当部長の職務 2 保健所副所長の職務 3 保健福祉センター次長の職務 4 特別公所の次長の職務 5 特別公所の部長の職務 6 重要な業務を所掌する規模の大きい第1種公所の次長の職務
8級	1 危機管理監の職務 2 税務監の職務 3 担当局長の職務 [新設] 4 副教育長の職務	8級	1 危機管理監の職務 2 税務監の職務 3 担当局長の職務 4 特別公所の長の職務 5 副教育長の職務
備考 — この表において「第1種公所」とは、仙台市事務分掌規則（平成元年仙台市規則第80号）第30条第2項に規定する第1種公所、仙台市区役所事務分掌規則（平成元年仙台市規則第81号）第6条に規定する第1種公所及び教育委員会事務分掌規則（昭和46年仙台市教育委員会規則第3号）第4条第3項に規定する第1種公所をいう。 [新設]		備考 1 この表において「第1種公所」とは、仙台市事務分掌規則（平成元年仙台市規則第80号）第30条第2項に規定する第1種公所、仙台市区役所事務分掌規則（平成元年仙台市規則第81号）第6条に規定する第1種公所及び教育委員会事務分掌規則（昭和46年仙台市教育委員会規則第3号）第4条第3項に規定する第1種公所をいう。 2 この表において「特別公所」とは、 <u>仙台市区役所事務分掌規則第6条に規定する特別公所をいう。</u>	
[ロ～ホ 略]		[ロ～ホ 略]	

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(人事委員会事務局審査給与課)